

愛知みずほ大学履修規程

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規程は、愛知みずほ大学学則（以下「学則」という。）第17条第4項の規定により、教育課程の履修等に関して、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この規程に定めるもののほか、教員免許状の取得に係る所要資格およびその他資格等について他に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

第2章 履修コース

(コースの設置)

- 第2条 養成する人材像を明確に示し、そのための体系的な学修を確実に行うことを目的に、愛知みずほ大学（以下「本学」という。）の人間科学部心身健康科学科に次のコースを置く。

心身健康科学科 養護・保健コース
健康スポーツコース
心理・カウンセリングコース
健康科学コース

(コースの選択)

- 第3条 本学の人間科学部心身健康科学科に入学を許可された者は、2年次に前条に定めるコースのうち、いずれかの1コースを決定する。
- 2 2年次以降のコース変更については、所定の期日までにコース変更願を提出した者に1回に限り、学長が許可することがある。

第3章 卒業要件・履修登録等

(卒業要件)

- 第4条 本学を卒業するためには、4年間以上にわたり在学し、学則のほかにこの規程に規定するところに従い、所定の単位を修得しなければならない。

(履修基準)

- 第5条 各科目の履修基準は別表1のとおりとする。

(履修登録)

- 第6条 授業科目を履修し単位を修得するためには、毎学期のはじめ、所定の期間に履修科目を登録しなければならない。登録をしていない科目を履修すること及び受験することはできない。
- 2 病気、その他やむをえない理由により所定の期間に履修登録できない場合は、直ちに届け出て指示を受けなければならない。ただし、学期開講日数の3分の1を経過した科目の履修登録は認めない。

- 3 履修科目は、定められた期間内に、所定の手続により、履修登録を修正又は取消することができる。修正期間以外は、原則として履修登録の修正及び取消は認めない。

(履修科目欠席の取扱)

- 第7条 履修登録を行った科目については、授業に出席しなければならない。
- 2 病気、その他やむをえない理由により授業科目を欠席するときは、所定の手続きに従い届け出なければならない。
- 3 次の各号の一に該当する事由により授業科目を欠席する場合は、これを欠席として扱わない。
- 一 災害又は交通機関のストライキや事故などにより、通学不能の場合
 - 二 学校保健安全法施行規則第18条、第19条の規定により出席停止の措置を受けた場合又はこれに類する措置を大学が指示した場合
 - 三 忌引として別に定める日数
 - 四 特別な事情により大学が出席不能と判断した場合

(履修の制限)

- 第8条 既に単位を修得した科目は、履修することができない。
- 2 上級学年配当科目は、履修することができない。
- 3 同一時限に2つ以上の科目を重複して履修することはできない。
- 4 科目により、履修人数を制限することがある。
- 5 各授業担当者がシラバスに明記した理由に基づき、履修を制限することがある。
- 6 学生が1年間に履修登録できる科目の総単位数は、1年次にあつては40単位、2年次以降にあつては44単位を上限とする。ただし、成績優秀な学生については、48単位まで認めるものとする。なお、卒業要件に含まない科目の履修や3年次編入学生の履修にあつては、この限りでない。

第4章 授業

(授業時間数)

- 第9条 授業時間数は、1時限を90分とし、学則第21条に定める単位の算定に当たってはこれを2時間とする。

(授業時間帯)

- 第10条 授業時間帯は次のように定める。

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50

(授業の変更)

- 第11条 年度途中、やむをえない事情で、授業の日程や教室を変更する場合がある。変更についてはその都度掲示する。

(休講)

第12条 やむをえない事情により授業が行えない場合は休講とする。また、自然災害への対応については、「愛知みずほ大学・愛知みずほ短期大学 自然災害の予防等に関する対応指針」によるものとする。

第5章 試験及び単位の認定

(試験の種類)

第13条 試験の種類は、定期試験、追試験、再試験とする。

(試験の方法)

第14条 試験の方法は、筆記試験、実技試験、レポート試験ならびにその他の方法によるものとする。試験の方法は各授業担当者が定める。

(試験の実施)

第15条 定期試験、追試験、再試験における筆記試験及び実技試験は次のとおり実施する。

- 一 試験科目、時間等については、事前に掲示により通知する。
- 二 受験に際しては学生証を机上に提示しなければならない。学生証を携帯していない場合は、仮受験票をもって代えることができる。
- 三 試験開始後30分を経過した後は試験場への入室は認めない。また試験開始後30分以内は退室を認めない。なお、中途退室する場合も解答用紙は必ず提出しなければならない。

(レポート試験の方法)

第16条 定期試験、追試験、再試験におけるレポート試験の提出は、特別な指示がない限り、指定された期日、方法で提出しなければならない。

(試験受験資格)

第17条 次の各号に該当する場合は、その科目の受験資格がないものとする。

- 一 履修登録をしていない場合
- 二 学則第38条に定める学生納付金を納めていない場合
ただし、やむを得ない事情によると判断され許可された場合はこの限りではない。

(定期試験)

第18条 定期試験は前期末試験ならびに後期末試験とし、期間を定めて実施する。

- 2 集中講義科目の定期試験は別に期日を定めて実施する。

(追試験)

第19条 前条の定期試験の当日に次の事由により受験できなかった場合は、学長による決定に基づき当該科目の追試験を実施する。

- 2 前項の追試験には、レポートによる試験を含める。

事由	証明書
災害等	被災証明書
交通事故	事故証明書
病気・けが	診断書あるいは入院証明書
第2親等以内の葬儀（死亡の日から7日以内）	会葬御礼等
その他大学が認める事由	事由書

（追試験手続）

第20条 追試験受験希望者は、当該科目の試験実施日前後各3日以内に証明書を添えて願出しなければならない。

（再試験）

第21条 定期試験の結果、不合格となった科目のうち、授業担当者によって該当者と認められた者については、1回に限り、再試験を行うことがある。再試験を実施する場合は、所定の期日までに所定の様式により再試験を願出たときに、これを許可する。

2 再試験を追試験に相当する理由で受験できなかった場合、再試験の追試験は行わない。

（再試験手続）

第22条 再試験を許可された者は、再試験料 1,000円を期日までに納めなければならない。

（不正行為）

第23条 試験において次のいずれかに該当する行為を行った場合は、不正行為とみなす。

なお、第一号から第五号の場合、双方の学生を不正行為被疑者とみなす。

- 一 他の学生との答案の見せ合い
- 二 他の学生の答案の覗き見及びその幫助
- 三 他の学生との答案の交換
- 四 他の学生との話し合い
- 五 他の学生との物品（筆記用具を含む）の貸し借り（試験監督が許可した場合を除く）
- 六 カンニングペーパーの所持及び使用
- 七 持ち込みを許可していない物品（教科書、プリント、ノート、参考書、辞書、携帯電話、スマートフォン、パソコン、電子辞書、タブレット、ウェアラブルデバイス、その他情報通信機器等）の使用又は机上等へ置くこと
- 八 所持品や机上等へ事前に書き込みとその使用
- 九 替え玉受験
- 十 答案への偽名記入、又は故意による答案無記名
- 十一 試験監督の指示に従わない行為
- 十二 その他、公正な試験の実施を阻害されると認められる行為

(単位の修得)

第24条 学則第22条に定める単位の授与に当たっては、次の各号に該当する場合に修得できるものとする。

- 一 総授業時間数の3分の2以上出席している場合
- 二 定期試験又は追試験、再試験において合格と判定された場合

(成績の評価)

第25条 成績の評価は、学則第23条の規定に基づくものとする。

(成績評価の基準)

第26条 学則第23条に定める履修成績の評価は、次のように表す。合格の成績には、それぞれの授業科目に関し、所定の単位を与えるが、不合格の成績には単位を与えない。

- 2 成績評価は、100点法により採点され、次の段階区分による評価基準に基づき、行われる。秀・優・良及び可を合格とし、不可及び時不を不合格とする。

判定	評語	評点	評価基準
合格	秀	100～90点	目標を十分に達成し、極めて優秀な成績を収めている。
	優	89～80点	目標を十分に達成し、優れた成績を収めている。
	良	79～70点	目標を概ね達成している。
	可	69～60点	目標を最低限達成している。
不合格	不可	59～0点	目標を達成していない。
	時不	—	授業の出席が総授業時間数の3分の2に満たない。

- 3 追試験の場合は原則80点満点での成績評価とする。なお、公欠・忌引による追試験の場合を除く。再試験は60点満点での成績評価とする。

(総合成績評価)

第27条 前条の成績の評価に対して次の各号に掲げるグレード・ポイント(以下「G P」という。)を設定し、不合格の授業科目を含めて、履修科目のグレード・ポイントの平均(グレード・ポイント・アベレージ(以下「G P A」という。))を算出し、総合成績評価を行う。

成 績		G P
秀	100～90点	4.0
優	89～80点	3.0
良	79～70点	2.0
可	69～60点	1.0
不可	59点以下	0.0
時不	—	0.0

- 2 単位認定が保留となった授業科目のG Pは、0点とする。
- 3 認定又は合否により判定する授業科目については算出の対象外とする。
- 4 G P Aの算出は、次のとおりとする。
$$G P A = (\text{授業科目で得た} G P \times \text{その授業科目の単位数}) \text{の総和} \div (\text{履修登録})$$

したG Pが付与される授業科目の単位数の総和)

- 5 G P Aは、算出された数値の小数点第3位以下を切捨てて表記する。
- 6 成績証明書には、G P Aは明記しない。
- 7 G P Aは、成績の分布状況及び学生個人の学修状況の把握を通じて、履修登録の年間上限数の緩和、奨学金受給の判定基準及び退学勧告を含む学修指導ならびに就職活動及び海外留学支援において活用する。

第6章 その他

(改廃)

第28条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (第23条、別表1改正関係)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (第28条、別表1改正関係)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (第12条、第28条、別表1改正関係)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (別表1改正関係)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (第2条、第3条、第5条、第8条、第12条改正関係)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 令和6年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和6年4月1日以降に在学者の属する年次に入学又は復籍する者に係るコースの選択、履修基準及びコース必修は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。